

## 平成30年度診療報酬改定

### D256-3: 光干渉断層血管撮影:400点(新設)

〈注 光干渉断層撮影は、患者一人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D256に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。〉

### D263-2: コントラスト感度検査:207点(新設)

〈注 コントラスト感度検査は、患者1人につき手術の前後においてそれぞれ1回に限り算定する。〉

### D274-2: 前眼部三次元画像解析:265点(新設)

〈注 前眼部三次元画像解析は、患者1人につき月1回限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った区分番号D265-2に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号D274に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれる物とする。〉

### D275-2: 前房水漏出検査:149点(新設)

〈注 緑内障濾過手術後の患者であって、術後から1年経過していないものについて、前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。〉

## 涙道内視鏡検査:640点(新設)

〈処置料〉

### J000: 創傷処置

1 100平方センチメートル未満:45→52点

〈眼科手術〉

・K218: 眼瞼外反手術:3,670→4,400点

・K223: 結膜嚢形成手術

2 皮膚及び結膜の形成:13,610→14,960点

・K230: 眼窩内異物除去術(深在性)

2 その他:13,310→14,960点

・K239: 眼球内容除去術:5,110→8,010点

・K243: 義眼台包埋術:6,680→8,010点

・K245: 眼球摘出及び組織又は義眼台充填術:7,330→8,790点

・K255: 強角膜瘻孔閉鎖術:10,010→11,610点

・K257: 角膜表層除去併用結膜被覆術:6,920→8,300点

・K260-2: 羊膜移植術:8,780→10,530点

・K265: 虹彩腫瘍切除術:16,790→20,140点

・K266: 毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術:30,800→35,820点

・K268: 緑内障手術

6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術【項目の追加】27,990点

・K271: 毛様体光凝固術:4,670→5,600点

・K282: 水晶体再建術

3 計画的後嚢切開を伴う場合:18,150→21,780点

▼新設予定の「眼内液(前房水・硝子体液)中のIL-10およびIL-6濃度」→記載なし。

▼スティーブンス・ジョンソン症候群若しくは中毒性表皮壊死症の眼後遺症に対する治療用コンタクトレンズを装用する患者等にあつては、当該点数を算定せず、D255からD282-2までに掲げる眼科学的検査により算定する。～の記載もな。